

報 道 資 料

平成 28 年 4 月 18 日
総 務 部 総 務 課
県政情報係 新谷、橋本
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2388

奈良県情報公開審査会の第 174 号答申について

行政文書の不開示決定に対する審査請求についての諮問第 170 号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県公安委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成 28 年 4 月 15 日
- ◎ 諮問実施機関：奈良県公安委員会
- ◎ 実施機関：警察本部 交通部 交通指導課
- ◎ 対象行政文書：警察官の事実誤認に基づく誤った違反告知において、警察官が違反内容を告知しないことが認められるとする根拠となるもの及び不利益処分を受けた者の弁解、防禦の機会を奪うことが正当化される理由が分かるもの
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決 定：不開示（不存在）決定
 - 不開示理由：当該文書を作成又は取得していないため
- ◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判断理由：

○ 行政文書の不存在について

審査請求人は、「警察官の事実誤認に基づく誤った違反告知において、警察官が違反内容を告知しないことが認められるとする根拠となるもの及び不利益処分を受けた者の弁解、防禦の機会を奪うことが正当化される理由が分かるもの」の開示を求めているのに対し、諮問実施機関は、当該文書を作成又は取得していないため不存在であると主張しているの、以下検討する。

本件開示請求の前段「警察官の事実誤認に基づく誤った違反告知において、警察官が違反内容を告知しないことが認められるとする根拠となるもの」は、警察官が道路交通法令違反等に該当すると一旦は現認し違反告知をしようとしたところ、現場においてそれが事実誤認であることが判明した場合において、違反告知をしない根拠が記載された行政文書の開示を求めているという趣旨と、警察官が行った違反告知が、後に、事実誤認による間違っただ告知であることが判明した場合において、違反者に対して違反事実についての説明をしなくても許される根拠が記載された行政文書の開示を求めているという趣旨の二通りに解することができる。

前者の趣旨に解した場合については、違反告知をする前の段階で違反事実がないことが判明したのであれば、違反告知をしないのは当然のことであるため、その根拠が記載された行政文書を実施機関が作成又は取得していないとしても、必ずしも不自然とは言えない。

また、後者の趣旨に解した場合については、違反告知が後に間違っただものであることが判明したのであれば、相手方に対し所要の説明を行うのは当然のことであるため、説明をしなくても許される根拠が記載された行政文書を実施機関が作成又は取得することは、通常想定し難い。

次に、本件開示請求の後段「不利益処分を受けた者の弁解、防禦の機会を奪うことが正当化される理由が分かるもの」は、行政手続法に規定される不利益処分を受けた者に対して、奈良県警察本部が弁解や防禦の機会を奪う根拠が記載された行政文書の開示を求めていると解される。

不利益処分を受けた者は、行政不服審査法その他の法令により弁明等の機会を付与されており、その機会を奪う根拠が記載された行政文書を実施機関が作成又は取得することは、通常想定し難い。

以上のことから、本件開示請求に係る文書を作成又は取得していないとする諮問実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、本件開示請求に対応する行政文書は存在しないとする諮問実施機関の説明は是認できると判断する。

2 事案の経緯

- | | | | |
|-----------|-------------------|------------|----|
| ① 開 示 請 求 | 平成 23 年 8 月 13 日 | | |
| ② 決 定 | 平成 23 年 9 月 9 日 | 付けで不開示決定 | |
| ③ 審 査 請 求 | 平成 23 年 9 月 11 日 | | |
| ④ 諮 問 | 平成 23 年 10 月 13 日 | | |
| ⑤ 経 過 | 平成 27 年 11 月 18 日 | 第 189 回審査会 | 審議 |
| | 平成 27 年 12 月 16 日 | 第 190 回審査会 | 審議 |
| | 平成 28 年 1 月 13 日 | 第 191 回審査会 | 審議 |
| | 平成 28 年 2 月 23 日 | 第 192 回審査会 | 審議 |